

地方公営企業法の適用拡大等に関する
調査研究会報告書
(平成29年度分)

平成30年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

公営企業においては、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められる。これらについて、よりの確に取り組むために、公営企業会計の適用拡大を推進する必要がある。

このような中、総務省では、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として位置づけ、平成27年度から平成31年度までの集中取組期間内に公営企業会計へ移行することを要請している。

しかしながら、人口3万人未満の小規模団体における公営企業会計を適用し、又は適用に取り組んでいる団体の割合は5割に満たない程度にとどまっており、小規模団体における公営企業会計の適用拡大に向けた取組は十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このため、当センターは、「地方公営企業法の適用拡大等に関する調査研究会」を設置し、平成29年度では、これらの現状を踏まえて、公営企業会計適用の取組の実態について調査し、その課題等を把握・分析した上で、今後の公営企業会計の適用拡大に向けた方向性や必要な施策等について検討を行うこととした。

本調査研究会の委員には、地方行財政や地方公営企業に造詣の深い有識者に加え、既に公営企業会計を適用している小規模な地方公共団体の実務者にもご参加いただき、専門的・実務的な幅広い視点からご議論を賜っている。

平成29年5月の調査研究会発足以来、公営企業会計適用の取組状況等について地方公共団体の実務者等への調査も行いながら、本調査研究会を4回開催するなどしてきたところ、更に検討を深める必要があるものの、今般、本調査研究事業の平成29年度分の調査の実績の整理を行ったものである。

最後に、この調査研究を実施するに当たり、本調査研究会等において綿密な検討を行い、的確なご意見をいただいた委員各位、並びにヒアリング等において多大なご貢献をいただいた地方公共団体の実務者各位をはじめ、種々のご協力をいただいた各位に対して、心から感謝申し上げる次第である。

平成30年3月

一般財団法人 自治総合センター
理事長 梶田 信一郎

目 次

1 公営企業会計適用の取組状況及び各種調査の結果概要

- (1) 公営企業会計適用の取組状況 . . . 1
- (2) 各種調査の結果概要 . . . 1

2 公営企業会計適用の拡大についての検討等

- (1) 公営企業会計適用の拡大についての検討 . . . 6
- (2) 求められる促進策の視点 . . . 8
- (3) 今後の検討のあり方 . . . 8

参考資料（別紙1～別紙3） . . . 9

地方公営企業法の適用拡大等に関する調査研究会 委員名簿 . . . 25

1. 公営企業会計適用の取組状況及び各種調査の結果概要

(1) 公営企業会計適用の取組状況【別紙1】

総務省は、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で「集中取組期間」とし、公営企業会計へ移行することを要請している。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、「重点事業」と位置づけ、都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、集中取組期間内に移行することが必要であるとしている。

これを踏まえ、総務省では平成27年度から公営企業会計適用の取組状況を調査しており、平成29年4月1日時点における当該取組状況については、以下のとおりである。

(ア) 人口3万人以上の地方公共団体

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の地方公共団体の割合は、下水道事業で98.8%、簡易水道事業で92.6%となっており、前回の平成28年4月1日時点における当該取組状況と比較して、下水道事業で5.9ポイント、簡易水道事業で6.6ポイントの上昇が見られる。

(イ) 人口3万人未満の地方公共団体

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の地方公共団体の割合は、下水道事業で24.8%、簡易水道事業で42.0%となっており、前回の平成28年4月1日時点における当該取組状況と比較して、下水道事業で3.3ポイント、簡易水道事業で1.1ポイントの上昇が見られる。

(2) 各種調査の結果概要

(ア) 地方公共団体の行う事業の実態について【別紙2-1】

地方公営企業法の財務規定等の適用を進めるべき事業範囲の検討に資するよう、平成29年4月1日時点において地方公共団体が行っている事業について実態を調査し、事業ごとの正味の料金回収率（以下「料金回収率」という。）の状況、公営企業債の発行状況及び特別会計の設置状況に着目して、整理を行った。

整理に当たっては、公営企業決算統計を提出している事業（以下「分類Ⅰ」とする。）、公営企業決算統計の提出はないが分類Ⅰと類似の事業を行っている事業（以下「分類Ⅱ」とする。）に区分した。

① 事業ごとの料金回収率の状況

区分別の平均値で見ると、

- ・ 分類Ⅰの方が、分類Ⅱよりも料金回収率が高い。
- ・ 分類Ⅰの中でも、法適用事業の方が法非適用事業よりも料金回収率が高い。
- ・ さらに法非適用事業の中では、特別会計設置義務がある事業よりも、

設置義務はないが特別会計を任意設置している事業の方が、料金回収率が高い。

公営企業の類似事業では、公営企業債を発行している事業の方が、料金回収率が高い。

② 特別会計の設置状況

- ・ 特別会計の設置義務がないにもかかわらず、多くの事業で任意で特別会計を設置している傾向にある。
- ・ 特別会計を任意で設置している主な理由は、料金を徴収しているため、独立採算で事業を行うため、税負担の状況を明らかにするため、との回答が多い。
- ・ 特別会計を任意に設置している事業に公営企業会計の適用を要請した場合、「公営企業会計を適用する」との回答が42%を占める一方、「わからない」との回答が最多の49%を占めた。

(イ) 公営企業会計への移行作業について【別紙2-2】

平成29年4月1日時点における下水道事業及び簡易水道事業の公営企業会計適用への移行作業や課題等について調査を行った。

① 移行作業の実態

公営企業会計に移行した事業(以下「移行済の事業」という。)に対して、移行作業と業務委託の状況について調査を行った結果は以下のとおりである。

- ・ 移行に要した職員数
地方公共団体の人口規模が小さい事業(以下「小規模団体の事業」という。)ほど、少ない人数で移行作業を行っている。
- ・ 移行に要した期間
小規模団体の事業ほど短い期間で移行作業を行っている。また、作業の比重については、人口3万人未満の地方公共団体の事業では、移行準備に資産調査と同じくらいの期間を要している。
- ・ 移行に要した経費の額
委託費の中で、移行事務に要する経費については人口1万人未満の地方公共団体の事業が最大となっている。
- ・ 委託の割合
資産調査やシステムの整備については、人口規模にかかわらず、9割超の事業が委託で行っている。一方、システムの整備と他の事務を一括して委託している割合は低い傾向にある。

② 移行作業の課題

移行済の事業及び公営企業会計の移行に向けて取組中の事業(以下「取組中の事業」という。)に対して、移行に係る課題認識について調査を行った結果は以下のとおりである。

- ・ 知見不足及び人員不足
地方公共団体の人口規模にかかわらず、最も高い割合で大きな課題と認識。特に小規模団体の事業ほど大きな課題と認識している。
- ・ 関係部署との調整及び資産評価の事務負担
地方公共団体の人口規模にかかわらず、比較的高い割合で大きな課題と認識。特に移行済の事業ほど、大きな課題であったと認識している。
- ・ 条例等の整備の事務負担
地方公共団体の人口規模にかかわらず、比較的高い割合で大きな課題と認識。特に移行済の小規模団体の事業ほど、大きな課題であったと認識している。
- ・ 先進地方公共団体の情報不足
一定の割合で大きな課題と認識されており、特に小規模団体の事業ほど大きな課題と認識。
- ・ 予算・繰入金の確保、収支均衡の困難性、料金改定の議論の惹起
一定の割合で大きな課題と認識されており、特に人口1万人未満の地方公共団体の事業のうち、移行済の事業は大きな課題であったと認識している。
- ・ 業者の確保
人口1万人以上の地方公共団体の事業の一部は大きな課題と認識。

次に、公営企業会計への移行の検討に未着手の事業（以下「検討に未着手の事業」という。）に対して、移行に係る課題認識について調査を行った結果は以下のとおりである。

- ・ 移行済又は取組中の事業と類似する傾向
知見不足及び人員不足は地方公共団体の人口規模にかかわらず、高い割合で極めて大きな課題と認識。
- ・ 移行済又は取組中の事業と相違する傾向
条例等の整備を課題と認識する事業の割合が低い。一方、予算の確保を課題と認識する事業の割合は高い。
- ・ 移行済又は取組中の事業にはない課題
統廃合・広域化等の経営形態の見直しを優先している、移行のメリットについて組織内での理解が得られない、等の課題が見受けられた。

③ 地方公共団体が考える効果的な促進策

公営企業会計の移行に当たり効果的であると考えられる促進策について調査を行った結果は以下のとおりである。

- ・ 経験者の配置及び全庁的な体制の整備
地方公共団体の人口規模にかかわらず、高い割合で効果的と考えている。ただし、小規模団体の事業ほど効果的と考える割合は低い。

- ・ 総務省等による研修
地方公共団体の人口規模にかかわらず、高い割合で効果的と考えている。
- ・ 情報交換の場の設置
移行済又は取組中の事業の方が、検討に未着手の事業より、高い割合で効果的と考えており、特に移行済の事業では、小規模団体ほど高い割合で効果的と考えている。
- ・ 標準システムの配布
特に検討に未着手の事業は、高い割合で効果的と考えている。
- ・ 移行経験職員の派遣
地方公共団体の人口規模にかかわらず、概ね全体の 15%の事業が効果的と考えている。
- ・ 専門家等の派遣
小規模団体の事業ほど高い割合で効果的と考えている。
- ・ 事務の委任及び共同発注
小規模団体の事業ほど高い割合で効果的と考えている。また、検討に未着手の事業は高い割合で効果的と考えている。

(ウ) 受託事業者のキャパシティの見通しについて【別紙 2-3】

平成 29 年 4 月時点において公営企業会計適用に係る業務支援を受託している全国の事業者のうち、回答のあった 77 社について、今後の受託見込み等について調査を行った結果は以下のとおりである。

① 今後の受託の見込み

- ・ 集中取組期間（平成 31 年度まで）に受託量を増やす事業者は過半数を超えており、現状を維持すると回答した事業者も 4 割程度存在する。
- ・ 平成 32 年度以降についても同様の傾向が見られ、公営企業会計適用拡大の動きがあれば受託量を増やすとの回答は平成 31 年度までよりも高い割合である。
- ・ 全体として、現状より受託量を減らすと回答した事業者はごく少数であり、今後の受託事業者のキャパシティについては一定の増加を期待することができると考えられる。

② 受託の支障となり得る条件について

- ・ 全体の 6 割強の事業者が、受託の検討に当たって人口規模は考慮要素ではないと回答している。
- ・ 全体の 3 割程度の事業者が、地域ブロック内に所在する地方公共団体であれば受託を検討と回答している。一方、同じく 3 割程度の事業者は全国どこに所在しても受託を検討又は遠隔地か否かは考慮要素ではないと回答している。
- ・ 全体の 5 割程度の事業者が、近接する小規模団体が共同発注を行えば

受託を検討と回答している。

- ・ 全体の5割程度の事業者が、簡易水道事業及び下水道事業以外の公営企業について、公営企業会計に係る移行業務を受託できると回答している。

なお、小規模団体の事業ほど大きな課題と認識している「例規等の整備」については、現に少なくとも22社が受託を行っている。また、地方公会計の分野のみで受託を行っている事業者数は、資産調査、システム整備、移行事務の分野において、150社前後に上り、地方公会計の整備が完了する平成29年度決算以降、これらの事業者が公営企業会計に係る移行業務を受託することが期待できる。

2. 公営企業会計適用の拡大についての検討等

(1) 公営企業会計適用の拡大についての検討

平成 29 年度は、本調査研究会を 4 回開催したところである。1. の取組状況及び各種調査の結果を受けて、本調査研究会においては、以下のような意見があった。なお、現行の地方公営企業法の内容を含め法制面での検討を深めるため、本調査研究会の下部に法制検討ワーキング・グループを設置し、検討しているところである。

(ア) 公営企業会計適用事業の拡大の方向性について

- ・ 下水道事業及び簡易水道事業について、法制化等により人口 3 万人未満の地方公共団体に対しても公営企業会計の適用拡大を進めていくべきである。
- ・ 何のために公営企業会計を適用するのかという目的が重要である。経営状況をしっかりと把握した上で、今後も長期継続的に経営ができるような計画を立てていくことが大事である。
- ・ 地方公営企業法が施行されて相当の期間が経っており、任意では進めにくい公営企業会計適用拡大について、法制化などが必要な時期に来ているのではないか。
- ・ 資産・設備を有する地方公共団体は将来的な維持更新を考える必要があり、指定管理者制度を導入していたとしても、公営企業会計を適用しなくて良いという話ではない。
- ・ 民営化や民間譲渡といった抜本的な改革を検討する上で、情報開示という点で、公営企業会計を適用していくべき。また、議会や住民に対して公営企業の実態を説明することも重要な意義なのではないか。
- ・ 一部（財務規定等）を適用するのか、それとも全部適用するのか。財務規定等の適用にメリットが大きいと考えられる。
- ・ 既に施設整備が終わっており起債発行による資金調達のないとの事業があるが、将来老朽化した場合の資金需要に対応できるのか心配である。
- ・ 事業の採算を問わず、公営企業である以上は公営企業会計を適用すべきではないか。
- ・ 料金回収率によって公営企業会計を適用すべき事業とそうでない事業を線引きすることは難しい。公営企業というスタイルで行政サービスを提供するのであれば、公営企業会計の適用が大前提ではないか。
- ・ 適正な受益者負担と税負担とのバランスの観点として、料金収入ですべて賄えない事業がある中で、いかほど受益者・利用者に負担いただき、いかほど税金、一般財源等で賄うのかということを考えるためにも、企業会計的なものが必要である。
- ・ 一定の公費負担の下での独立採算が公営企業ではないかと理解している。そのような理解であれば、公営企業会計を適用しなくてよい理由には当たらず

ない。

- ・ 地方財政法第6条に定められる特別会計の設置義務があり独立採算が前提となるような事業は、公営企業会計適用を拡大する範囲として視野に入るのはではないか。

(イ) 公営企業会計適用事業の拡大に当たっての検討課題について

- ・ 地方公共団体の中には、公営企業会計を適用することにより、繰出金の制限がかかるのではないかと、繰入れができないことにより赤字決算になるのではないかと、より独立採算を求められるのではないかとという懸念を抱いている団体もある。これらの懸念を取り除くため、伝え方を工夫すべきである。
- ・ 公営企業会計の適用によって、ただちに赤字になるわけではないという基本的な会計の仕組みの例を示してはどうか。
- ・ 公営企業会計への移行前後で、経営上の課題自体は変わらない。「見え方」が変わるということであり、それによって経営状況に関する議論や経営の早期改善に係る対応につながるという意義があるのではないかと。
- ・ 公営企業会計を適用した場合に、資本費平準化債の発行可能額が減り、資金調達が難しくなるケースもあると聞く。繰出基準や交付税制度など財政の仕組みも併せて検討する必要があるのではないかと。
- ・ 地方債を発行できるかどうかは、地方財政法第5条の適債性の議論である。適債性について変更しないのであれば、ある事業が法適用事業であっても法非適用事業であっても、当該事業に要する経費が投資的経費である以上、適債性はあるため、公営企業債ではないにしても地方債は発行できるであろう。
- ・ 最終的に公営企業であるかどうかは、地方自治の原点に返れば、地方公共団体自身が判断してよいのではないかと。その代わりに、公営企業会計を適用する必要がある。

(ウ) 公営企業会計への移行促進策について

- ・ 地方公共団体間での情報共有や国・都道府県のサポートが行いやすい環境を整える必要がある。個別相談窓口があってもよい。
- ・ 公営企業会計の適用に当たり整備を要する条例数が多いなどの課題があるため、パターン別の規程例や公営企業会計の適用に当たっての手引き・マニュアル、コンサルタントへの委託に当たっての仕様書案等を作成することが望ましい。
- ・ 地方公共団体金融機構の専門家派遣制度の拡充や、地方公共団体が参加できる勉強会の開催、公営企業会計適用に係る実務経験者の登録による人材ネットの充実といった支援を講じてはどうか。
- ・ 現役職員による支援を公式に位置づけるのは容易ではないが、移行作業等の経験談などを伝えるための自由に意見交換ができる場を設けることが有効ではないかと。

- ・ 公会計の資産台帳を活用できれば、公営企業会計の適用に係る負担を軽減できる。ただし、公会計における現物管理の観点と、公営企業会計が求める取得原価主義は異なるため、資産の評価手法については整理が必要ではないか。また、国庫補助金等の財源についても、公会計においては整理しないこととなっているため、この点にも留意が必要である。
- ・ コンサルタントへの委託に当たっては、小規模団体が共同発注を活用するのはよいことではないか。

(2) 求められる促進策の視点【別紙3】

1. (2) (イ)公営企業会計への移行作業についての調査において、移行作業には様々な課題があることがわかった。当該調査結果を踏まえ、それぞれの事業で抱える課題に対応するために、例えば以下のような促進策が考えられる。

(課題例1) 適用事例(先例)が少数・(課題例2) 人手不足

- ・ マニュアル・事例集・質疑応答集の拡充
- ・ モデル事業の実施による先例事例の創出
- ・ 経営アドバイザー・人材ネット等による人的支援の拡充
- ・ 都道府県等の支援

(課題例3) 理解不足

- ・ 理解醸成の促進(リーフレットの作成、啓発強化など)

また、公営企業会計の適用の円滑化に当たっては、現在、簡易水道事業及び下水道事業を対象に講じられている財政措置の拡充等について検討することも考えられる。

(3) 今後の検討のあり方

平成29年度の調査研究会では、公営企業会計適用の拡大について、その方策等について調査研究を行ってきた。その中で、様々な実務的課題も明らかになったことから、こうした課題への対応策や円滑な公営企業会計への移行に向けた促進策の検討等が必要であり、今後、これらの点について、なお検討を進めることとする。

公営企業会計適用の取組状況 (H29. 4. 1 時点)

○ 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人以上の団体〕※都道府県を含む。

(単位: 団体)

	下水道事業(※1)					簡易水道事業(※3)				
	団体数(構成比)		公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)			団体数(構成比)				
				(参考)H28.4.1時点調査				(参考)H28.4.1時点調査		
① 適用済	325	(39.3%)	325	(40.0%)	289	(35.5%)	180	(57.9%)	120	(38.1%)
② 適用に取組中	479	(58.0%)	478	(58.8%)	467	(57.4%)	108	(34.7%)	151	(47.9%)
小計(①+②)	804	(97.3%)	803	(98.8%)	756	(92.9%)	288	(92.6%)	271	(86.0%)
③ 検討中	11	(1.3%)	8	(1.0%)	50	(6.1%)	23	(7.4%)	39	(12.4%)
④ 検討未着手	11	(1.3%)	2	(0.2%)	8	(1.0%)	0	(0.0%)	5	(1.6%)
合計	826	(100.0%)	813	(100.0%)	814	(100.0%)	311	(100.0%)	315	(100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	831		818		819		315		317	

○ 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人未満の団体〕

(単位: 団体)

	下水道事業(※1)				簡易水道事業(※3)			
	団体数(構成比)		(参考)H28.4.1時点調査		団体数(構成比)		(参考)H28.4.1時点調査	
① 適用済	66	(8.1%)	56	(6.8%)	181	(31.0%)	107	(18.3%)
② 適用に取組中	136	(16.7%)	122	(14.7%)	64	(11.0%)	132	(22.6%)
小計(①+②)	202	(24.8%)	178	(21.5%)	245	(42.0%)	239	(40.9%)
③ 検討中	258	(31.6%)	254	(30.6%)	121	(20.7%)	121	(20.7%)
④ 検討未着手	356	(43.6%)	397	(47.9%)	218	(37.3%)	224	(38.4%)
合計	816	(100.0%)	829	(100.0%)	584	(100.0%)	584	(100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	821		832		588		587	

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

(※4) 「⑤その他」は、地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等

実態調査結果について（まとめ）

財務適用を進める範囲の検討に資するよう、地方公共団体の行う事業（決算統計対象外の地方公営企業と類似の事業を含む）について、料金回収率（事業採算性）、公営企業債の発行（資金調達手段）及び特別会計の設置（経理手法）に着目し、その実態を調査。

料金回収率（事業採算性）

- 全体で見ると、料金回収率と地方公営企業法の適用の有無には、一定の相関がある。
- 個別事業で見ると、一様ではなく、料金回収率が低い事業でも法適用している事業もあれば、料金回収率が高いにも関わらず非適用の事業もあり、逆転が生じている。
- 公営企業の類似事業では、公営企業債を発行している事業の方が料金回収率が高い。

区分		料金回収率
分類Ⅰ	法適用（当然法適用）	98.4%
	法適用（任意法適用）	81.8%
	法非適用事業（特会設置義務有）	69.8%
	①法非適用事業（特会任意設置）	73.1%
分類Ⅱ	②法非適用事業（特会設置なし）	56.6%
	③公営企業債発行あり	51.9%
	④公営企業債発行なし	46.2%

特別会計の設置（経理手法）

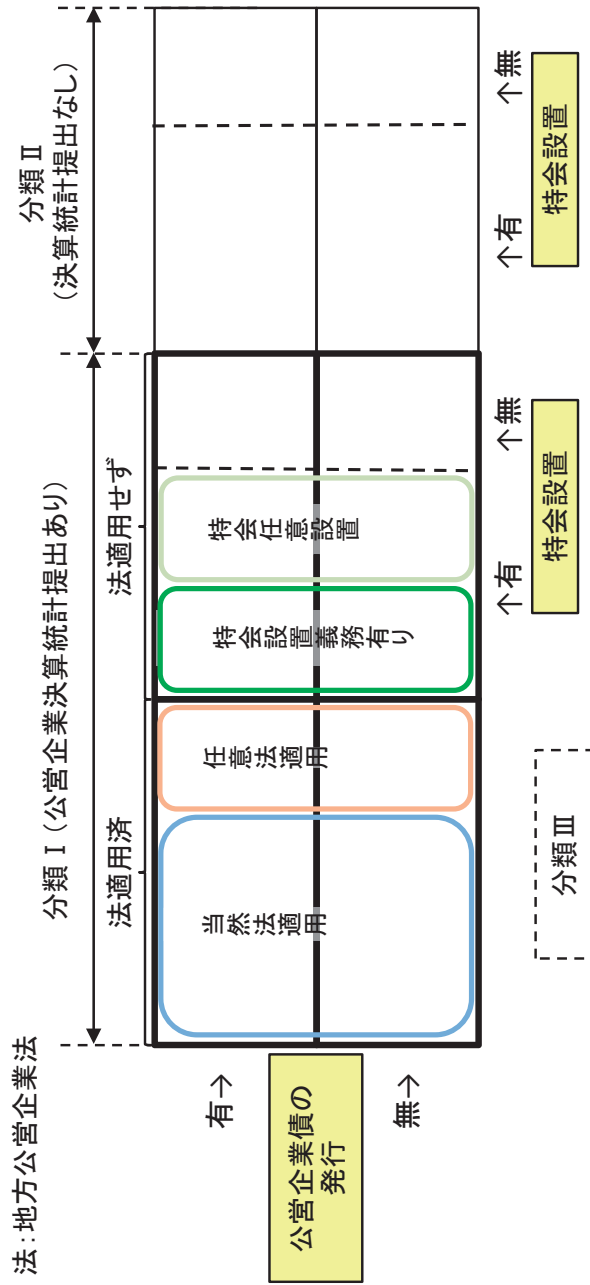
- 特別会計の設置義務のない公営企業でも88%の事業で任意に特会を設置。
- 特別会計を任意に設置した理由としては、①料金を徴収しているから、②独立採算で事業を行うため、③税負担の状況を明らかにするためとの回答が多い。
- 特別会計を任意に設置している事業に公営企業会計の適用を要請した場合、「公営企業会計を適用する」との回答が42%ある一方、「わからない」との回答が最多で49%であった。

実態調査の結果概要

事業の実態

- 地方公営企業法の財務規定等の適用を進めるべき事業範囲の検討に資するよう、地方公共団体の行う事業に関して、事業の実態を調査。

【事業実態の概念図】



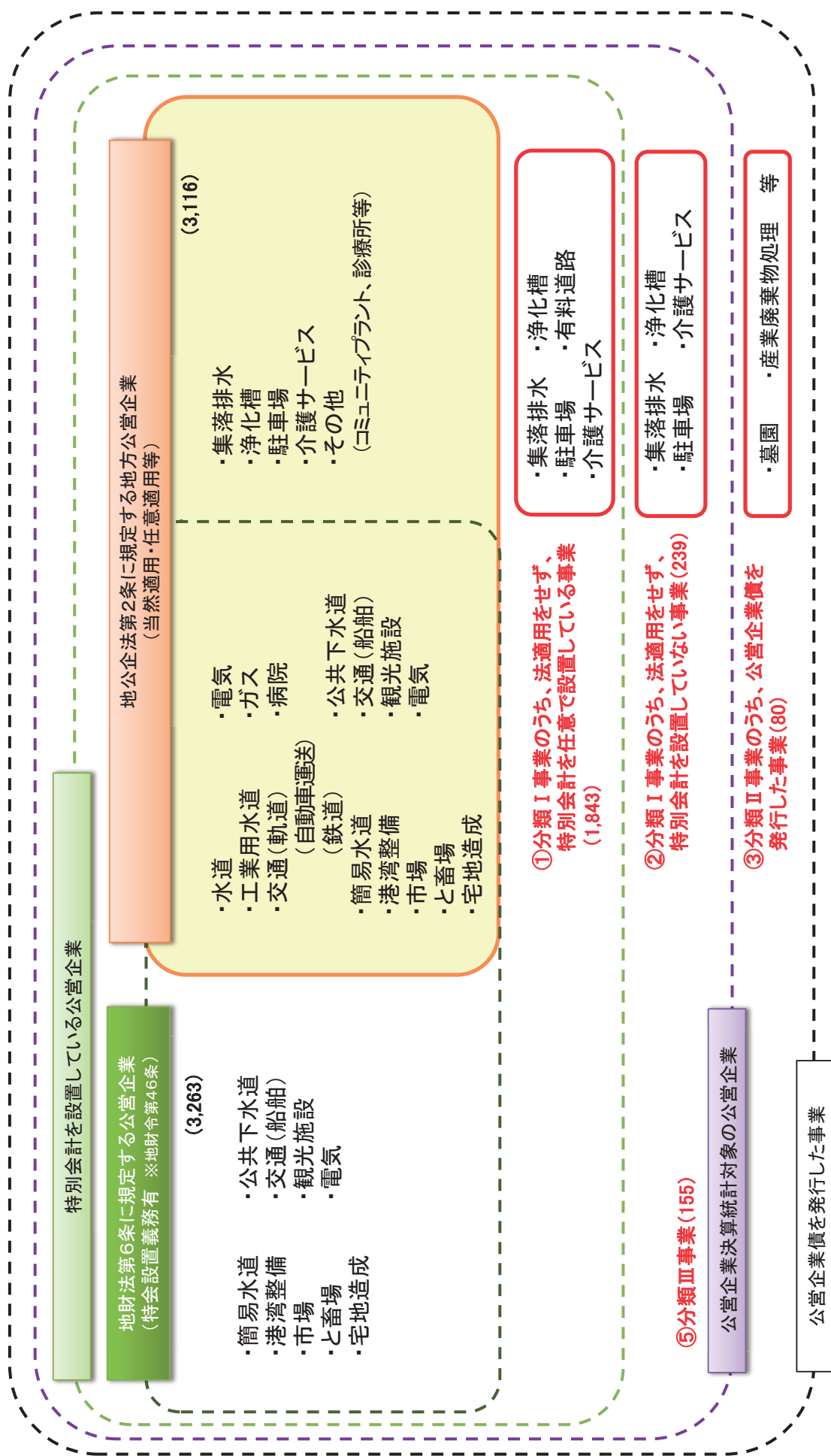
(定義) 分類 I : 公営企業決算統計を提出している事業

分類 II : 公営企業決算統計の提出はないが、分類 I と類似の事業を行っているとは回答があったもの

分類 III : 分類 I の事業を廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っているもの

※なお、各資料は、H27公営企業決算統計調査結果を利用するとともに、独自調査 (H29. 4. 1時点) の集計結果をもとに作成。

公営企業等の全体像



※赤字=独自に行った実態調査の対象

分類Ⅰ: 公営企業決算統計を提出している事業

分類Ⅱ: 公営企業決算統計の提出はないが、分類Ⅰと類似の事業を行っていると同答があったもの

分類Ⅲ: 分類Ⅰの事業を廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っているもの

分類Ⅱ事業の状況

■ 分類Ⅱ事業のうち、公営企業債を発行した事業(独自調査③)

区分	事業数	割合	主な事業内容
病院事業債	40	50.0%	診療所(32事業)、一般行政病院(8事業)
観光その他事業債	37	46.2%	墓園(27事業)、公営競技(6事業)、産業廃棄物処理事業(3事業)
簡易水道事業債	3	3.8%	飲料水供給施設(3事業)
合計	80	100.0%	

■ 分類Ⅱ事業のうち、公営企業債を発行していない事業(独自調査④)

区分	事業数	割合	主な事業の内容
自動車運送事業	148	38.6%	コミュニティバス、デマンドタクシー
病院事業	115	30.0%	診療所、一般行政病院
簡易水道	28	7.3%	飲料水供給事業(給水人口100人以下)
観光施設事業	27	7.0%	キャンプ場、温泉施設、動物園、美術館
その他事業	18	4.7%	墓園事業、駐輪場
電気事業	15	3.9%	小水力発電、ごみ発電
下水道事業	19	5.0%	集落排水事業、浄化槽
船舶事業	4	1.0%	渡船事業
鉄道事業	3	0.8%	第三種鉄道事業
路面電車	3	0.8%	軌道整備事業
宅地造成事業	2	0.5%	※
市場事業	1	0.3%	魚菜類市場
合計	383	100.0%	

※ 宅地造成事業の事例

A町 … 若者の町内定住やUIJタウン促進を図るため宅地を造成するもの。社会資本整備総合交付金と公共事業等債を活用。

B市 … 土地開発公社が漁業集落環境整備事業による代替用地として造成した団地について、市が取得し、残地の宅地分譲を行うもの。

移行済団体における移行作業と業務委託の状況（悉皆調査結果）

	人口3万人以上の団体 【324事業】	人口3万人未満1万人以上の団体 【107事業】	人口1万人未満の団体 【34事業】
移行に要した職員数(平均)	3.7人	2.5人	2.0人
移行に要した期間	3.5年	3.2年	2.9年
委託期間(平均) ※全部・一部含む	①移行準備 1.7年 ②資産調査 2.2年 ③移行事務 1.6年 ④システム 1.4年	①移行準備 1.4年 ②資産調査 1.5年 ③移行事務 1.4年 ④システム 1.0年	①移行準備 1.4年 ②資産調査 1.5年 ③移行事務 1.2年 ④システム 0.8年
移行に要した経費の額	32,300千円	17,800千円	21,600千円
委託費(平均) ※全部・一部含む	①移行準備 10,991千円 ②資産調査 21,705千円 ③移行事務 5,061千円 ④システム 8,146千円	①移行準備 7,515千円 ②資産調査 11,329千円 ③移行事務 4,778千円 ④システム 4,621千円	①移行準備 8,632千円 ②資産調査 11,435千円 ③移行事務 8,435千円 ④システム 5,136千円
委託の割合(平均)	①移行準備 54.0% ②資産調査 94.0% ③移行事務 82.5% ④システム 98.1%	①移行準備 50.7% ②資産調査 92.7% ③移行事務 74.6% ④システム 92.0%	①移行準備 60.9% ②資産調査 96.7% ③移行事務 57.1% ④システム 93.3%
一括委託の割合(平均)	①移行準備 30.5% ②資産調査 52.3% ③移行事務 44.9% ④システム 19.5%	①移行準備 26.0% ②資産調査 28.0% ③移行事務 27.1% ④システム 4.6%	①移行準備 34.8% ②資産調査 23.3% ③移行事務 23.8% ④システム 13.3%

(注) ●委託の割合：①～④の作業のそれぞれについて、作業の全部又は一部を委託している事業の割合(例：54.0%＝全324事業のうち175事業が移行準備事務の全部又は一部を委託している)
●一括委託の割合：①～④の作業を、1つの会社またはまとめて委託している事業の割合(例：30.5%＝全324事業のうち99事業が移行準備と②～④いずれかの事務をまとめて1社に委託している)

○人員体制：団体の人口規模が小さいほど、少ない人数で移行作業を行っている。

○移行期間：団体の人口規模が小さいほど、短い期間で移行作業を行っている。

作業の比重については、3万人未満団体では、移行準備に資産調査と同じくらいの期間を要している。

○委託費：移行事務に要する経費については、1万人未満団体での平均が最大となっている。

○委託割合：移行業務のうち、委託するか、直営で行うかについて、資産調査やシステムは、団体の規模に関わらず9割超は委託で行っている。

3万人未満団体では、移行事務を直営で行っている団体が半数近くある。

○一括委託：一つの業者に複数の事務を一括して委託できているかについては、

3万人未満団体では資産調査、移行事務が、作業区分ではシステムはどの団体規模でも、一括委託の割合が低い傾向にある。

別紙2-2

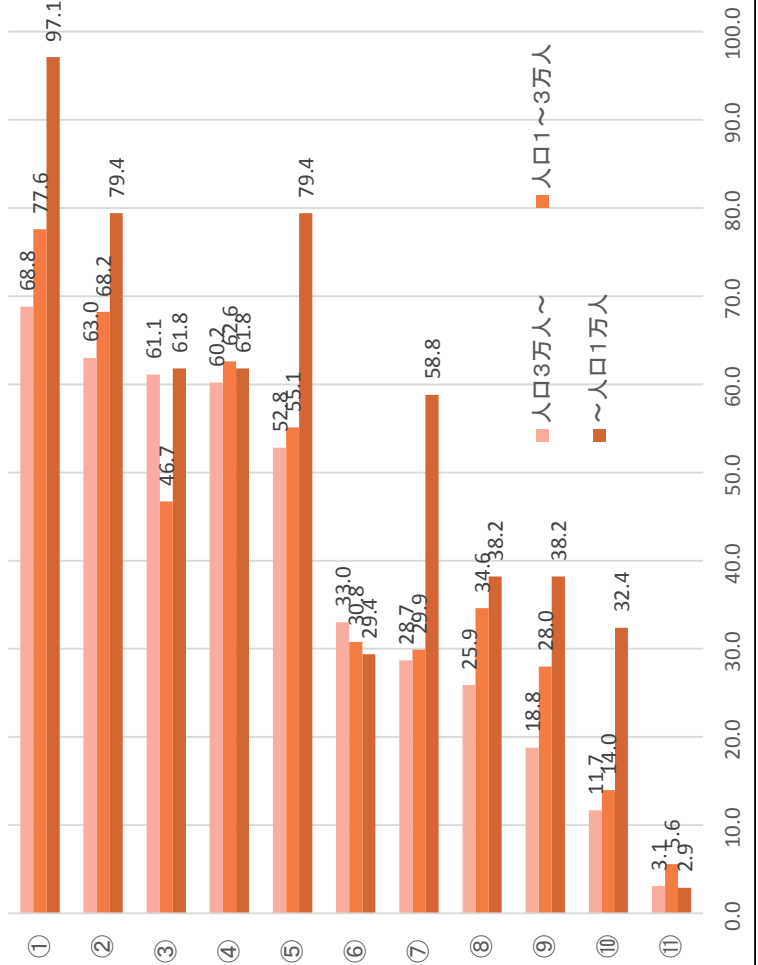
移行済及び取組中の団体の課題認識（データ）（悉皆調査結果）

問：実際の移行作業に当たって大きな課題となったもの（複数回答可）

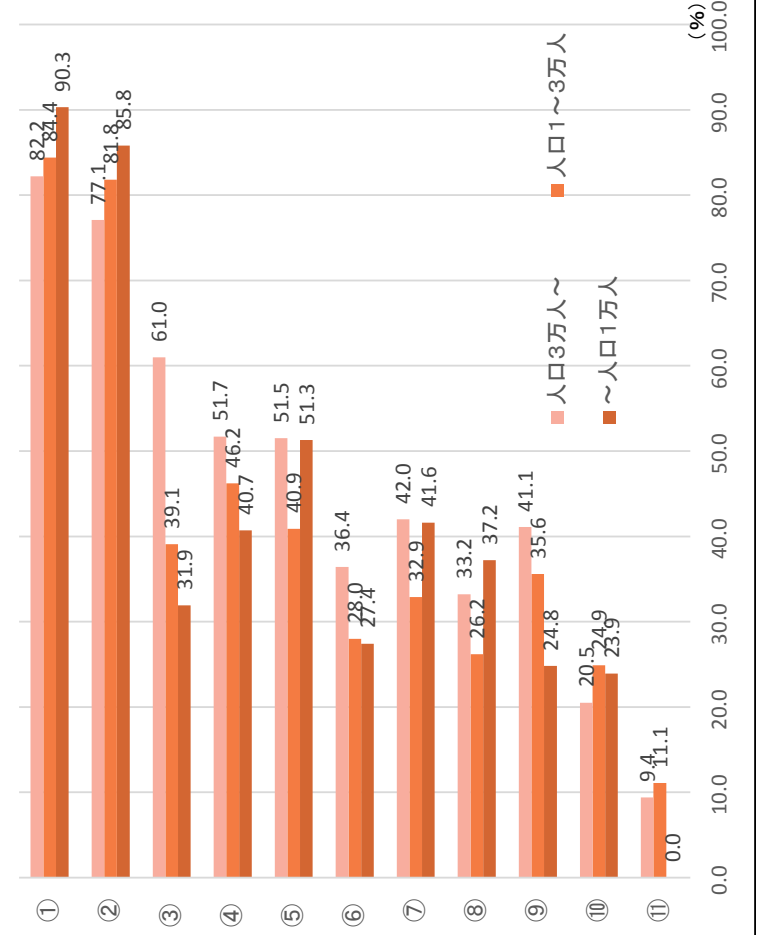
- ① 移行に必要な知見不足（知見不足）
- ② 移行作業及び移行後の業務量の増加とそれに伴う人員不足（人員不足）
- ③ 庁内関係部署との調整に多大な時間と労力を要する（関係部署との調整）
- ④ 資産評価作業に係る事務負担が大きい（資産評価の事務負担）
- ⑤ 条例・規則等の整備に係る事務負担が大きい（条例等の整備の事務負担）
- ⑥ 一般会計繰入金金の確保が困難（繰入金金の確保）
- ⑦ 減価償却費を勘案すれば収支均衡が困難であることが明らかになる（収支均衡の困難性）
- ⑧ 既に移行した先進団体の情報が不足（先進団体の情報不足）
- ⑨ 料金改定の議論を惹起する（料金改定の議論の惹起）
- ⑩ 予算（資産評価、システム改修費等の委託費等）の確保が困難（予算の確保）
- ⑪ 業務委託を行う場合の業者の確保が困難（業者の確保）

※丸印の番号は、人口3万人以上団体のうち移行済の団体における回答の割合が高い順に①～⑪を付番している

（ア）移行済の団体



（イ）取組中の団体



移行済と取組中の団体の課題認識（まとめ）（悉皆調査結果）

	各区分で大きな課題と回答した割合	人口規模による比較 (人口規模の区分が小さくなるにつれ大きな課題と回答する割合の高さの傾向)	移行段階による比較 (移行済の団体が取組中の団体より大きな課題と回答する割合の高さの傾向)	まとめ
① 知見不足	68.8～97.1%	高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	・人口規模、移行段階の区分に関わらず、最も高い割合で大きな課題と考える項目 ・特に小規模団体ほど大きな課題と考える項目
② 人員不足	63.0～85.8%	高くなる	低くなる	
③ 関係部署との調整	31.9～61.8%	取組中の団体では低くなる	高くなる	・人口規模、移行段階の区分に関わらず、比較的高い割合で大きな課題と考える項目 ・特に移行済の団体は大きな課題と考える項目
④ 資産評価の事務負担	40.7～62.6%	取組中の団体では低くなる	高くなる	
⑤ 条例等の整備の事務負担	40.9～79.4%	移行済の団体では高くなる	高くなる	・人口規模、移行段階の区分に関わらず、比較的高い割合で大きな課題と考える項目 ・特に移行済の団体は大きな課題と考える項目 ・特に小規模団体ほど大きな課題と考える項目
⑧ 先進団体の情報不足	25.9～38.2%	移行済の団体では高くなる	3万人以上団体では低くなるが、3万人未満団体では高くなる	・特に移行済の団体のうち小規模団体ほど大きな課題と考える項目
⑥ 繰入金の確保	27.4～36.4%	低くなる	3万人以上団体では低くなるが、3万人未満団体では高くなる	・特に人口1万人未満団体のうち移行済の団体は大きな課題と考える項目
⑦ 収支均衡の困難性	28.7～58.8%	移行済の団体では高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	
⑨ 料金改定の議論の惹起	18.8～41.1%	移行済の団体では高くなるが、取組中の団体では低くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	・特に人口1万人未満団体のうち移行済の団体は大きな課題と考える項目
⑩ 予算の確保	11.7～32.4%	移行済の団体では高くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	
⑪ 業者の確保	0～11.1%	低くなる	1万人以上団体では低くなるが、1万人未満団体では高くなる	・人口1万人以上団体の一部は大きな課題と考える項目

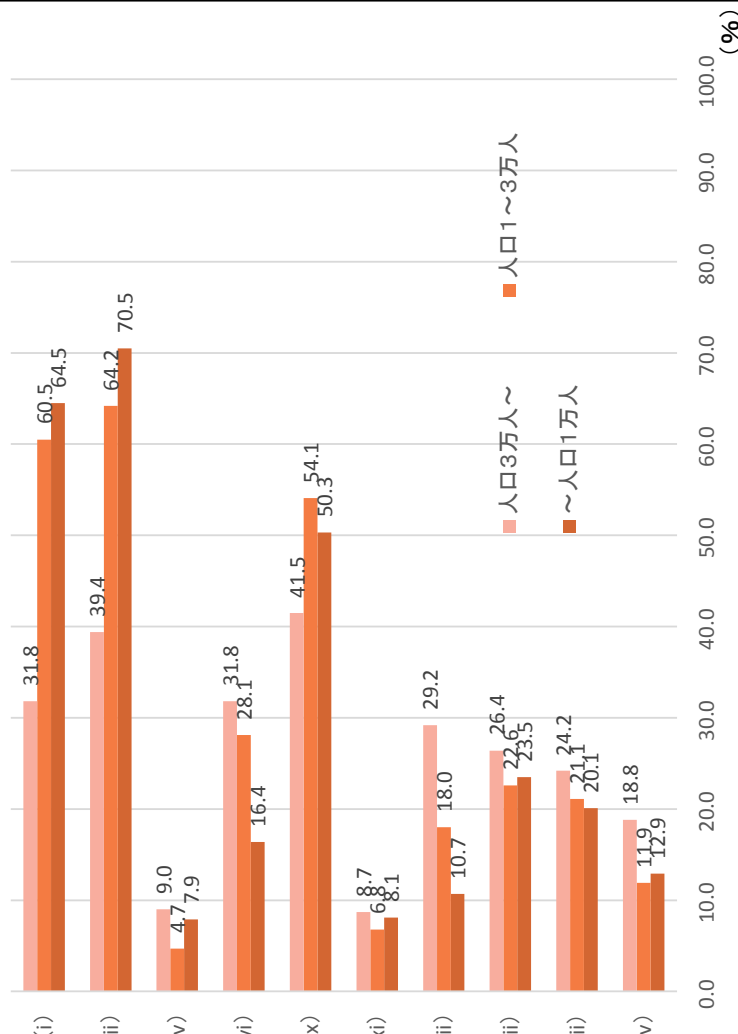
検討に未着手の団体の課題認識（データ・まとめ）（悉皆調査結果）

問：どのような状況が整えば公営企業会計への移行を行うか（上位3つ選択）

- (i) 移行に必要な知見・ノウハウを得る(知見不足)
- (ii) 人員体制が整う(人員不足)
- (v) 条例、規則等の整備(条例等の整備)
- (vi) 一般会計繰入金金の確保(繰入金金の確保)
- (x) 予算(資産評価、システム改修費等の委託費等)の確保(予算の確保)
- (xi) 委託事業者の確保(業者の確保)
- (xii) 統廃合・広域化等、経営形態等の見直し(経営形態等の見直し)
- (xiii) 移行のメリットについて組織内で幹部以下の理解(メリットの理解)
- (xiiii) 総務大臣通知等による移行の要請(移行の要請)
- (xv) 議会、住民等の理解(議会、住民等の理解)

※(i)～(ii)は、移行中の団体と取組中の団体と共通する課題認識であるため、それと同一数値を付与。
 ※(v)～(vi)は、未着手の団体と取組中の団体の選択であるため、移行中の団体及び取組中の団体とは異なる付与(割合が高い順)

(ウ) 検討に未着手の団体



[その他の個別意見:検討に未着手の団体]

- ・小規模であるため移行にじままない(14事業)
 - ・小規模かつ不採算であるため移行にじままない(13事業)
 - ・法令による義務づけがあれば移行を行う(6事業)
 - ・統廃合を予定又は検討している(6事業)
 - ・不採算であるため移行にじままない(4事業)
- ※移行中の団体や移行に取組中の団体からは特段の個別意見はなし

(まとめ)

○移行済又は取組中の団体と類似する傾向

- (i)知見不足や(ii)人員不足の回答割合は、人口規模の区分に関わらず高く、極めて大きい課題であり、かつ、特に小規模団体ほど大きな課題と考えている
- (vi)繰入金金の確保は、事業の約16～30%が移行の条件と考えている
- (xi)業者の確保は、事業の約10%弱と一部の事業が移行の条件と考えている

○移行済又は取組中の団体と相違する傾向

- (v)条例等の整備は、事業の約10%以下という低い割合の事業のみが移行の条件と考えている
- (x)予算の確保は、事業の約50%前後という高い割合の事業が移行の条件と考えている

○移行済又は取組中の団体にはない独自の選択肢

- (xii)経営形態等の見直しは、人口規模の大きい団体ほど移行の条件と考えている
- (xiii)メリットの理解及び(xiiii)移行の要請は、人口規模の区分に必ずしも関わらず、事業の20%前後が移行の条件と考えている
- (xv)議会、住民等の理解は、人口規模の区分に必ずしも関わらず、事業の15%前後が移行の条件と考えている

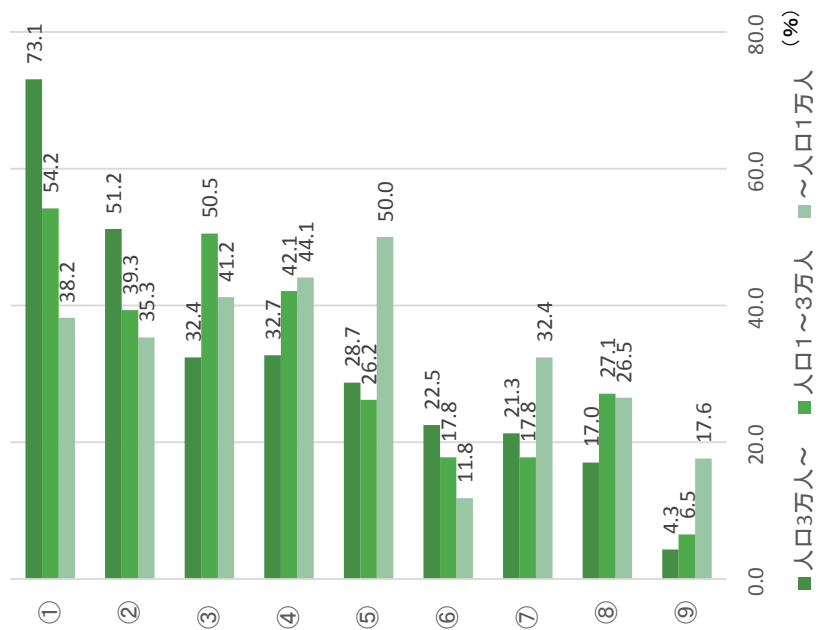
団体が考える効果的な促進策（データ）（悉皆調査結果）

問：適用の推進に効果的であると考えられる方策（上位3つを選択）

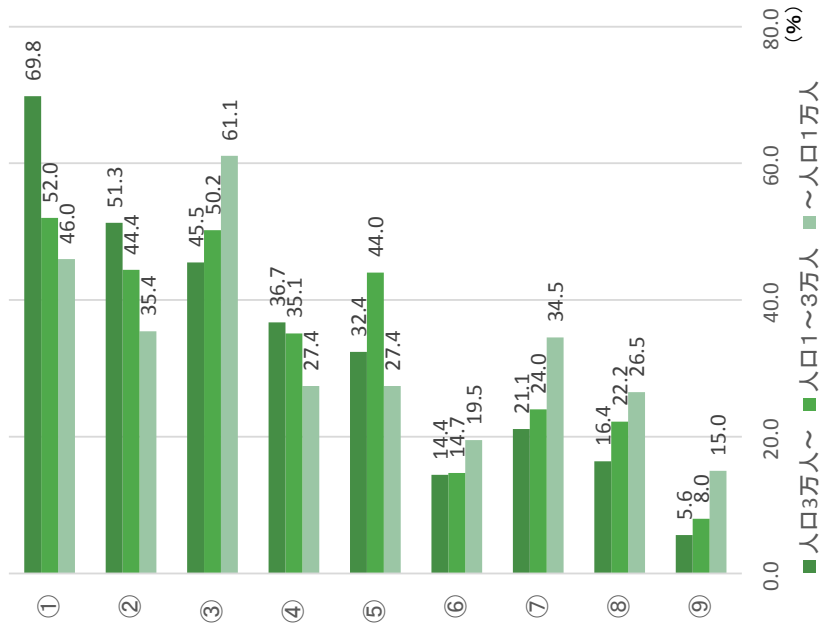
- ① 公営企業会計、財政、法制担当経験者の移行担当への配置（経験者の配置）
- ② 財政担当部署や規程・条例担当部署などを含んだ全庁的な移行体制の整備（全庁的な体制整備）
- ③ 総務省や都道府県等による研修の実施（総務省等による研修）
- ④ 総務省や都道府県等による自治体間の情報交換の場の設置（情報交換の場の設置）
- ⑤ 総務省による標準システムの配布（標準システムの配布）
- ⑥ 周辺団体による移行作業経験のある職員の派遣（移行経験職員の派遣）
- ⑦ 移行後における会計事務の負担軽減のための事務の委任（事務の委任）
- ⑧ 総務省による専門家等の派遣（専門家等の派遣）
- ⑨ 複数団体による業務委託の一括発注の実施（一括発注）

※丸印の番号は、人口3万人以上団体のうち移行済の団体における回答の割合が高い順に①～⑨を付番している

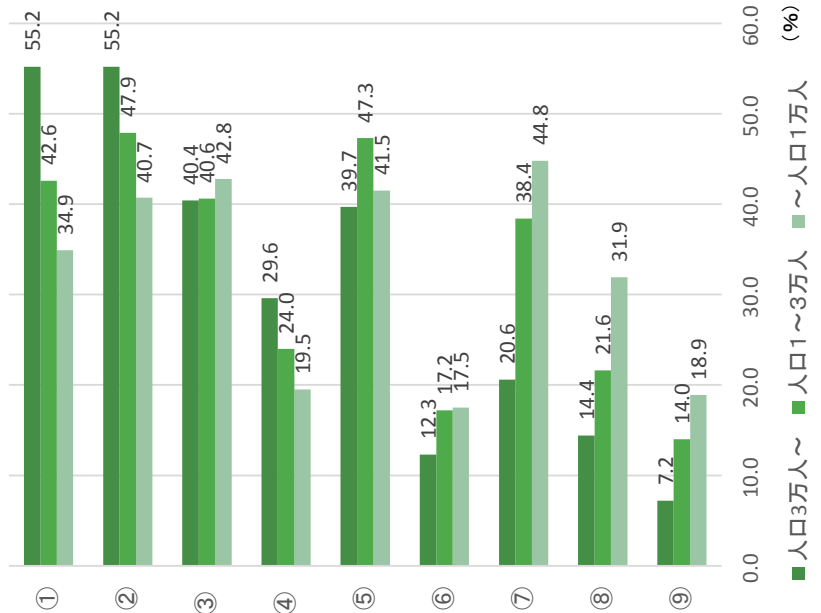
(ア) 移行済の団体



(イ) 取組中の団体



(ウ) 検討に未着手の団体



団体が考える効果的な促進策（まとめ）（悉皆調査結果）

各区分で大きな課題と回答した割合	人口規模による比較 (人口規模の区分が小さくなるにつれ促進策と回答する割合の高さの傾向)	移行段階による比較 (移行済又は取組中の団体が検討に未着手の団体よりも促進策と回答する割合の高さの傾向)	まとめ
① 経験者の配置	34.9～73.1%	低くなる	—
② 全庁的な体制整備	35.3～55.2%	低くなる	—
③ 総務省等による研修	32.4～61.1%	高くなる	—
④ 情報交換場の設置	19.5～44.1%	移行済の団体では高くなるが、取組中又は検討に未着手の団体では低くなる	高くなる
⑤ 標準システムの配布	26.2～50.0%	—	低くなる
⑥ 移行経験職員の派遣	11.8～22.5%	—	—
⑧ 専門家等の派遣	14.4～31.9%	高くなる	—
⑦ 事務の委任	17.8～44.8%	低くなる	低くなる
⑨ 一括発注	4.3～18.9%	高くなる	低くなる

【その他の主な個別意見】

- ・移行済団体
- ・他市町村の職員をアドバイザーとして派遣又は同職員への相談体制の設置(5事業)
- ・移行作業経験のある他市町村の職員をアドバイザーとして派遣又は同職員への相談体制の設置(5事業)
- ・相談窓口の設置(細かな疑問等にも対応)(5事業)
- ・法改正による強制適用(1事業)、総務大臣通知等による移行の要請(1事業)
- ・取組中団体
- ・財政支援(9事業)
- ・職員確保(3事業)
- ・実務的・具体的な助言が受けられる相談窓口、個別相談会等(2事業)
- ・未着手団体
- ・財政支援(25事業)
- ・職員確保(9事業)
- ・先遣地事例の紹介や相談窓口の設置等(4事業)
- ・総務大臣通知等による移行の要請(2事業)、採算ベースで経営が成立する事業規模での広域化の実現(1事業)、法改正による強制適用(1事業)

公営企業会計への移行に係る課題と支援策（都道府県の回答）

1. 都道府県が指摘する課題

○実務的な支援の不足を指摘する意見あり

- ・既に移行した先進団体に関する情報が不足（2団体）
 - ・移行作業経験のある自治体職員への相談体制が不足
 - ・各作業項目（例：システム導入）に特化した知見・ノウハウの提供を求める声あり
- 受託事業者を近隣地域で確保するのが難しい場合がある（11団体）

2. 都道府県の支援策（現状）

○公営企業会計への移行に関する市町村研修会は大多数の都道府県が行っている（42団体）
（うち25団体は地方公共団体金融機構の支援事業を活用した研修会を開催）

○その他の支援策の例は次のとおり

- ・年3回ワーキンググループを開催し、先進団体による事例発表や公認会計士による個別相談会等を実施
- ・移行のためのプロジェクトチームを立ち上げ、年数回監査法人等から講師を招き、市町村研修会を実施
- ・重点事業対象団体を中心に、県市町村担当課職員が直接訪問し働きかけ
- ・移行のための情報連絡体制を構築
- ・公営企業会計への移行に係る相談窓口の設置
- ・個別相談会を開催
- ・公営企業会計への移行に着手した先進団体からの意見発表・アドバイスの場を設定（2団体）
- ・公営企業会計への移行に係る研修会・相談会を年2回開催

○支援を期待できると都道府県が回答した支援機関は少ない

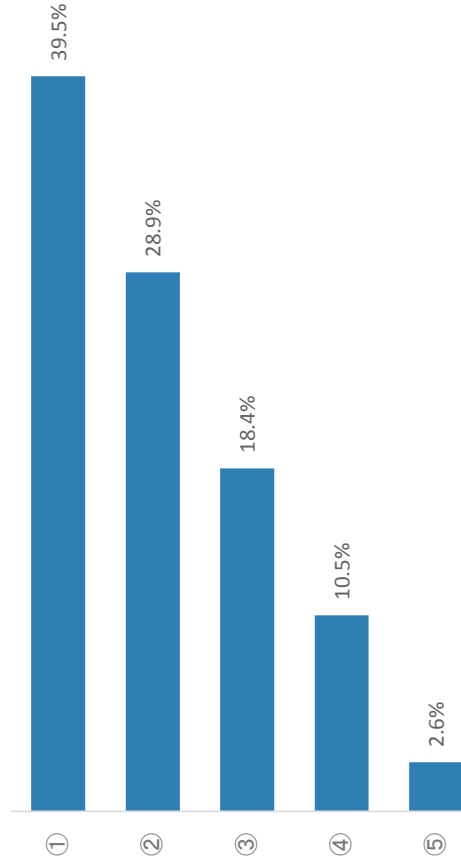
- ・支援機関の例として下水道事業団を挙げたのが2団体、下水道公社を挙げたのが1団体（他は「なし」と回答）
 - ・市町村振興協会主催の研修会を開催
- 事務や発注等の共同化を行っている1団体のみ
- ・県と市町村が連携して、資産調査など移行に係る業務を共同実施

受託事業者のキャパシティの見通し調査結果まとめ①

H29年4月時点において公営企業会計適用に係る業務支援を受託している全国の事業者のうち77社から回答を得たもの（H29年5月総務省調査）

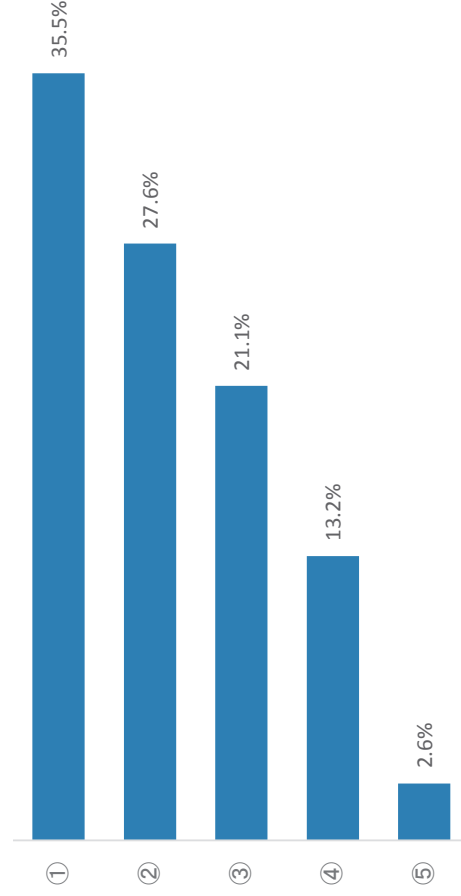
(1) H30・31年度の受託の見込み

- ①現状を維持
- ②1～2割増やす
- ③3～4割増やす
- ④5割以上増やす
- ⑤現状より減らす



(2) H32以降、仮に3万人未満団体の重点事業について一定の期間内に公営企業会計適用となった場合の受託見込み

- ①現状を維持
- ②1～2割増やす
- ③3～4割増やす
- ④5割以上増やす
- ⑤現状より減らす



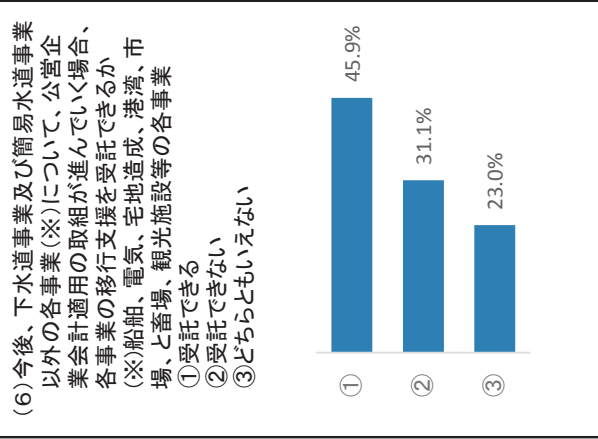
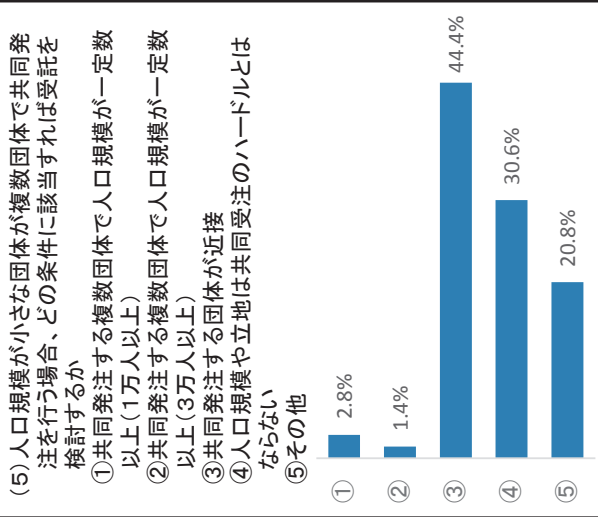
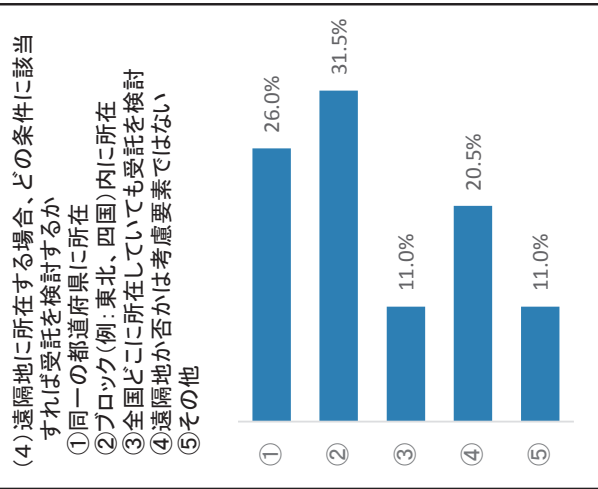
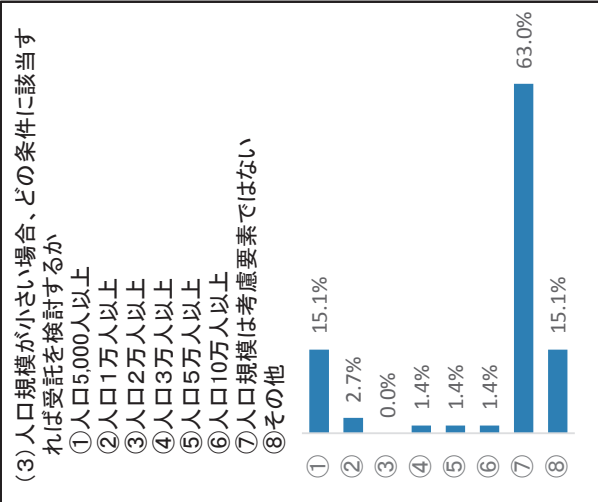
[受託量の見通し]

- ・ 残りの集中取組期間（H30・31年度）の受託見込みとして、受託量を増やす業者が過半数を超え、現状を維持が40%程度
- ・ H32年度以降の受託見込みとしても同様の傾向が見られ、受託を増やす業者が過半数を超え、現状を維持が35%程度（受託を増やすとの回答は、H31年度までよりも、適用拡大の動きがあればH32年度以降の方が大きい）
- ・ 全体として、現状より受託量を減らすと回答した業者はごく少数



受託事業者のキャパシティ全体について、H31年度以前でも、以後でも、一定の増加を期待することができるのではないかと（具体的な増加見込みは要精査）

受託事業者のキャパシティの見通し調査結果まとめ②



[人口規模]

- ・ 全体の6割強の事業者が受託の検討に当たって人口規模は考慮要素でないとしている
- ・ 人口5,000人以上であることを受託可能な目安とする事業者は15%程度(簡水または下水を行う人口5,000人未満団体:238団体)

[地理的要因]

- ・ 約30%の事業者はブロック内に所在する自治体であれば受託可と、計30%程度の事業者が全国で受託を検討又は遠隔地か否かは考慮要素でないと回答

[共同発注]

- ・ 小規模団体による共同発注の受託に当たっては、人口規模はほとんど考慮要素とならない
- ・ 全体の約半数の事業者(44.4%)が、近接する小規模団体が共同発注を行えば、受託を検討するとしている

以下の観点から、小規模又は遠隔地の団体も受託事業者の確保に支障が生じないようにすることが可能ではないか

- 小規模又は遠隔地の団体であっても、無条件に受託対象外とするわけではない企業が相当数いる
- 小規模団体であっても、近接する小規模団体が共同発注を行えば、受託の期待ができる
- 方法を工夫して受託している小規模団体又は遠隔地の団体の例を横展開する
 - 資産調査の資料をまとめて確認・作業することで現地に向く回数を削減した、②複数団体が一定の場所に集まり法適化作業の合同合宿を開催したなど
 - ①また、地方公会計の整備において、小規模又は遠隔地の団体で受託事業者の確保に支障が生じた例は確認できなかった

[簡水・下水以外の事業の受託]

- ・ 全体の45%の事業者が、船舶、電気、宅地造成、港湾、市場、と畜場、観光施設等の各事業における公営企業会計適用に係る支援を受託できると回答

その他の事業は、一定の事業者の支援を受けることができるのではないか(具体的な受託量の見込みは要精査)

公営企業会計・地方公会計の業者数比較

	移行準備	資産調査	システム	移行事務		
				全体	財務諸表の整備	例規等の整備
公営企業会計の受託事業者	51	92	91	43	31	22
地方公会計の受託事業者	—	177(※1)	173(※2)	—	157(※3)	—
両分野で受託している業者	—	23	38	—	14	—
地方公会計のみ受託している業者	—	154	135	—	143	—

※1: 地方公会計の「資産調査」の業者数は、財務調査課の地方公会計調査(平成27年度決算に係る財務諸表作成分)の「開始時作業(固定資産台帳の整備、開始貸借対照表の作成)」の業者数を集計している。

※2: 地方公会計の「システム」の業者数は、地方公会計調査の「システム事前準備(科目変換表作成、伝票データの入出力処理)」の業者数を集計している。

※3: 地方公会計の「財務諸表の整備」の業者数は、地方公会計調査の「科目変換処理(予算科目の勘定科目への変換処理、非資金仕訳処理)」、「一般会計等財務書類作成(科目変換処理を踏まえた財務書類の作成)」、「全体財務書類・連結財務書類」の業者数を集計している。

※4: 「—」印は、地方公会計調査では、調査していないため、業者数は把握していないことを指す。

※5: その他の数値は、H29年4月実態調査より。

○ 小規模団体ほど大きな課題だと考えられる「例規等の整備」については、22社が受託を行っており、特定少数事業者が寡占している状況ではない。

→ 例規等の整備について受託事業者が足りないとは言えない可能性がある。

○ 地方公会計の分野でのみ受託を行っている業者数が、資産調査、システム、移行事務(財務諸表の整備)の分野において、150前後に上る。

→ 地方公会計の整備が完了する平成29年度決算以降は、これらの業者は公営企業会計の分野の受託に参入できる余地が期待できる。

適用拡大に向けた促進策の検討

都道府県、移行済の団体等の協力を得ながら、それぞれの事業の課題に対応できるように、個別事業分野ごとにカスタマイズした促進策を講じてはどうか。



(1) マニュアル・実例集・質疑応答集の拡充

- ・事業分野ごとの課題に対応したマニュアルにおける解説の充実（共同発注の事例紹介含む）
- ・民間の同種の事業における参考情報の提供
- ・法適用に対応した実例集・質疑応答集の作成
（例）専任職員が配置されていない事業が法適用する際の組織体制の構築例 等

(2) モデル事業の実施による先進事例の創出の検討

- ・先駆的に実施される取組を支援し、適用例を創出
- ・上記取組で得られた知見等を報告書等にまとめるとともに、当該事例に係る各種実例（例規、契約書等）を全国に共有

(3) 経営アドバイザー・人材ネットワーク等による人的支援の拡充

- ・法適用経験者・民間の同種の事業における知見保有者等の登録及び派遣機会の拡充
（注）地方公営企業等経営アドバイザー・公営企業経営支援人材ネットワークにおいて、簡水・下水以外の事業に係る法適用の専門人材は登録されていない。

(4) 都道府県等の支援

- ・都道府県、移行済の団体、関係機関等による支援の充実（相談窓口の設置、共同発注支援等）

(5) 理解醸成の促進

- ・事業分野ごとに法適用効果や懸念への対応について整理した上で、法適用に係る理解醸成リーフレットの作成・団体への啓発強化
（例）宅地造成事業：売却損益の明確化、未売却土地等の資産の状況が明確化 等
- ・指定管理者制度等導入事業における公営企業会計適用の必要性等について、具体的な想定例を含めて整理した上で、理解醸成リーフレットの作成・団体への啓発強化

(6) 地方財政措置の拡充等の検討（簡水・下水以外の事業への措置）

- ・簡水・下水以外の事業における円滑な法適用の実施に資する地方財政措置の検討
（参考）現在の法適用に係る地方財政措置
 - ・簡水・下水に対する公営企業会計の適用に当たっては、公営企業会計の適用に係る公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じている。

別紙3

地方公営企業法の適用拡大等に関する調査研究会 委員名簿

(座長)

鈴木 豊 青山学院大学名誉教授

(構成員)

宇野 二郎 札幌大学地域共創学群教授

遠藤 誠作 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

柏木 恵 キヤノングローバル戦略研究所主任研究員

加藤 公敏 北海道安平町水道課課長補佐

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

小室 将雄 有限責任監査法人トーマツパートナー

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

馬場 正威 新日本有限責任監査法人シニアマネージャー

森垣 文裕 兵庫県香美町上下水道課主幹

(五十音順、敬称略)

